その手法自体は、経営者仲間に良く知られている。

1. **効果**

公租公課の最適化による中長期の「会社財務の目立った改善」に大きい効果がある。

1. **財務面の仕組み（例示）**

2017年4月、 以前の「半金養老」に加え、新規に「全額損金」の生命保険が開発された。経済新聞等で大々的に報道された。そのため早晩、金融庁が規制する可能性（打ち止めとなる）は否めない。

1. **例示**
	1. **雑収入として会社に戻入**

年間100万円で10年後に1,000万円は雑収入として会社に戻入する。

* 1. **法人税率**　会社では約33％の法人税等がかかる。

なお、その1000万円のうち、生命保険会社への生命保険商品対価は約20％。

* 1. **解約返戻金**

生保解約による会社への戻入の段階では、その生命保険を活用した財務改善の

戦略は、効果として途半ばであり「課税の繰り延べの効果」しか出ていない。

* 1. **解約返戻金の処理（例示）**

その解約返戻金については、通常、継続的な会社の「節税コンサルティング」が、

必要となる。この節税効果なしでは、生命保険の財務上の効果は殆ど無い。

具体的な処理は、単なる「退職金準備」では、とてもおぼつかない。その時々の

会社の状況により、異なるので、個別相談になるので、相談下さい。

* 1. **生保レディーの立場**

税務コンサルティングは、税理士専管業務で、生命保険会社の営業社員は、その

税務支援を行うと保険業法による重い罰則で、社員の身分に係る大問題になる。

尤も、そもそも論として、それが解らない程度の知識では、このスキームは理解で

ない。最後まできちんと、お客様にメリットを享受されるには、それなりの細かい

戦略・作戦・工夫などが必要である。この点は、特に留意を要する。以上